

# 大阪府立成人病センター整備事業

## 実施方針

平成 24 年 3 月 13 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

## □ 目 次 □

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業に供される公共施設等の種類	1
(3) 公共施設等の管理者等の名称	1
(4) 事業目的等	1
(5) 事業方式	2
(6) 業務概要	3
(7) 事業期間	4
(8) 病院機構の支払いに関する事項	4
(9) 事業期間終了時の措置	4
(10) 事業に関連する法令等の遵守	4
2 特定事業の選定方法等に関する事項	4
(1) 選定基準	4
(2) 選定結果の公表	4
第2 入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項	5
1 入札参加者の募集及び落札者の決定方法	5
2 落札者決定の手順及びスケジュール（予定）	5
3 入札参加者等の備えるべき要件	5
(1) 入札参加者等の構成	5
(2) 入札参加者等に共通の要件	7
(3) 業務を行う者の資格等要件	9
(4) 入札書類の受付日以降の取り扱い	12
4 審査及び選定に関する事項	13
(1) 審査に関する基本的な考え方	13
(2) 落札者の決定・公表	13
(3) 落札者を決定しない場合	13
5 提出書類の取り扱い	13
(1) 著作権	13
(2) 特許権等	13
6 契約に関する基本的な考え方	14
(1) 基本協定及び事業契約の締結	14
(2) SPC の設立	14
7 入札に伴う費用負担	14
第3 SPCの義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 リスク分担の考え方	14
(1) リスク分担の基本的な考え方	14

(2) 予測されるリスクと責任分担.....	14
(3) 保険.....	14
2 SPCの義務の履行に関する事項.....	15
3 事業の実施状況のモニタリング.....	15
(1) モニタリングの目的.....	15
(2) モニタリングの方法と実施時期等.....	15
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
1 立地に関する事項.....	15
(1) 敷地の概要.....	15
(2) 法的条件.....	17
(3) 道路条件.....	17
2 土地に関する事項.....	17
3 成人病センター施設の規模等に関する事項.....	17
(1) 現況.....	17
(2) 施設規模.....	17
(3) 整備計画.....	17
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	20
第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	20
1 事業の継続が困難となった場合の措置.....	20
(1) SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	20
(2) 病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	20
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	20
2 金融機関と病院機構との協議.....	21
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	21
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
3 その他支援に関する事項.....	21
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	21
1 実施方針、業務要求水準書（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案）に対する質問等の受付.....	21
2 業務要求水準書（案）の付属資料・参考資料の配布.....	22
3 実施方針、業務要求水準書（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案）に対する質問への回答・公表.....	23
4 実施方針の変更.....	23
5 現成人病センター見学会及び図面閲覧会の開催.....	23
6 入札説明書等に対する個別対話等の受付.....	23
7 情報提供.....	23
8 使用する言語、単位、通貨及び時刻.....	23

9 担当部署 .....	24
〔別紙1〕地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抜粋）	25
〔別紙2〕遵守すべき関係法令等	27
〔別紙3〕大阪府立病院機構入札参加停止要綱	29



## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

大阪府立成人病センター整備事業

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類

病院、研究所

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長 高杉 豊

(大阪府立病院機構理事長から本事業についての事務の委任を受けた者 大阪府立成人病センター総長 堀 正二)

#### (4) 事業目的等

##### ① 事業の必要性・目的

大阪府立成人病センター（以下「成人病センター」という。）は、昭和34年にわが国初のがん・心臓病・脳卒中などのいわゆる「成人病」に関する医療水準の向上を図る専門機関として設立されて以来、成人病の克服を目指して実践してきた。

現在は、がんと循環器の2大疾患を中心に、全国でもトップクラスの医療スタッフによる高度医療を提供するとともに、先進医療の研究開発、予防のための基礎的情報の収集・解析など、病院、がん予防情報センター、研究所の3部門が連携して成人病に対する総合的な取り組みを進めている。

平成18年には、公立病院として初めての「特定機能病院」に認定され、平成19年には「都道府県がん診療連携拠点病院」に指定されるなど、大阪府の「先進的がん医療に対応した病院機能」とともに、「がん医療の専門的人材の育成機能」、「がん患者や家族の支援機能」の拠点病院としての役割を担っている。

しかしながら現在の成人病センターは、最も古い建物で築後45年が経過し、施設・設備の老朽化、狭隘化は著しく、安全かつ高度ながん医療の展開、先進的医療の専門化、情報化への対応、患者ニーズの多様化等に應えることが困難な状況となっている。

こうした中で、大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）としては、府民に安全で質の高い医療を提供していくために、成人病センターの整備を進めることとした。（成人病センター整備の基本的な考え方は、平成22年3月に「整備基本構想」として公表している。）

本事業は、成人病センターの整備事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的に実施するものである。

## ② 成人病センターの役割

がん患者の多い大阪府にあって、病院機構が設置している府立の病院では、各病院の特色に応じたがん医療やがん対策が行われている。成人病センターは、府立の病院の中でもがん対策の中核的な役割を担っている。

成人病センターは、難治性がんを中心とした高度医療を実践するとともに、府域のがん医療水準の向上・均てん化を図るため、地域がん診療拠点病院と連携して、がん医療に携わる医師をはじめとする医療従事者に対する専門研修、緩和医療研修等を実施し、医療従事者の育成を行っている。

また、がん患者・家族等の不安や悩みを解消するため、がん診療に関する最新情報、地域連携クリティカルパス等のがん診療連携体制や地域がん診療拠点病院に関する情報の提供、患者・家族等のニーズに応じた心のケアを含む相談支援体制の構築を図っている。

成人病センターは、がんの新たな診断法・治療法の研究開発や臨床実用化、がん対策のための調査研究などに取り組んでいる。

今後とも、がん医療の急速な進歩への対応、実効性の高いがん対策などが求められており、成人病センターの特徴である研究所、がん予防情報センター及び病院の3部門の連携をこれまで以上に強め、難治性がんを中心とした高度先進医療、がん予防対策、早期診断等に資する疫学調査、新たな診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究、医薬品の治験などに積極的に取り組む必要がある。

## (5) 事業方式

大阪府立成人病センター整備事業（以下「本事業」という。）は、本事業で決定された落札者（以下「落札者」という。）の出資により本事業を遂行するために設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）が、成人病センター施設の設計・建設を行った後、病院機構にその所有権を移転し、その後、事業契約が終了するまでの期間（以下「維持管理期間」という。）中に係る維持管理・利便サービス業務を遂行する方式（BTO, Build-Transfer-Operate 方式）により実施する。

## (6) 業務概要

SPC が実施する業務は次のとおりとし、業務の詳細は業務要求水準書（案）に示す。  
なお、現在想定している病院機構と SPC の業務分担は別添資料 1 のとおりである。

### ① 施設整備業務

施設整備業務として次のアからカの業務を行う。

- ア 調査・対策業務
- イ 設計業務
- ウ 工事監理業務
- エ 建設業務
- オ 備品等調達業務（病院機構が別途調達する一般備品を除く。）
- カ 移転引越業務

### ② 維持管理業務

維持管理業務として次のアからカの業務を行う。

- ア 建築物点検・保守、修繕・更新業務
- イ 建築設備点検・保守、運転・監視、修繕・更新業務
- ウ 医療ガス設備点検・保守、修繕・更新業務
- エ 外構点検・保守、修繕・更新業務
- オ 警備業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 植栽管理業務

要求水準を満たすために必要な修繕・更新はその規模にかかわらず、全て本事業の範囲とする。

### ③ 利便サービス業務

利便サービス業務として次のアからキの業務を独立採算で行う。

- ア コンビニエンスストア運営業務
- イ 自動販売機運営業務
- ウ ランドリー運営業務
- エ レストラン運営業務
- オ コーヒーショップ運営業務
- カ 理容室運営業務
- キ 床頭台運営業務



## (7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成44年3月末日までとし、概ねのスケジュールは次のとおりとする。

スケジュール (予定)	内容
平成24年 12月下旬	事業契約の締結
平成28年 11月下旬	新病院施設の引渡し及び維持管理業務の開始
平成28年 11月下旬 ~ 平成29年 2月下旬	開院準備
平成29年 3月上旬	開院及び利便サービス業務の運営開始
平成44年 3月31日	PFI事業の終了

## (8) 病院機構の支払いに関する事項

病院機構がSPCに対して支払う対価は、施設整備業務及び維持管理業務の対価からなる。

なお、病院機構は利便サービス業務の実施にあたっては、施設使用料を徴収する。

施設整備業務の対価については、SPCから病院機構へ新病院施設の所有権が移転された後に一括で支払う。なお、病院機構は施設整備業務の対価の財源として、大阪府からの長期借入金を充当する予定である。

維持管理業務の対価については、維持管理期間中、事業期間終了まで毎年支払う。

なお、支払い方法の詳細については、入札説明書等に示す。また、地方独立行政法人法の関連条文の抜粋を、別紙1に示す。

## (9) 事業期間終了時の措置

病院機構は、事業期間の終了時に成人病センターの施設が良好な状態に保たれていることを確認し、維持管理・利便サービス業務をSPCから引き継ぐ。

なお、詳細については、入札説明書等に示す。

## (10) 事業に関連する法令等の遵守

SPCは、本業務の実施に当たり必要とされる関係法令等を遵守しなければならない。

なお、遵守すべき関係法令等は別紙2及び入札説明書等に示す。

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 選定基準

病院機構は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）等を踏まえ、PFI法第6条の規定に基づき本事業を特定事業に選定する。

### (2) 選定結果の公表

病院機構は、本事業を特定事業に選定した場合は、評価の内容とあわせて、病院機構のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載等により速やかに公表する。

また、特定事業に選定しなかった場合にあっても同様とする。

## 第2 入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項

### 1 入札参加者の募集及び落札者の決定方法

病院機構は、透明性及び公平性の確保しつつ、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募する。

落札者の決定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第14条）に付することとし、その旨をホームページに掲載し公告する。

### 2 落札者決定の手順及びスケジュール（予定）

落札者決定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成23年 11月下旬	実施方針、業務要求水準書（案） 業務要求水準書（案）の付属資料・参考資料の配布申込と配布
11月末	基本協定書（案）、事業契約書（案）の公表
12月中旬	実施方針、業務要求水準書（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案） 等に対する質問等の受付
平成24年 3月上旬	実施方針、業務要求水準書（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案） 等に対する質問等への回答の公表
3月下旬	特定事業の選定・公表
3月下旬	入札公告、入札説明書等（予定価格を含む。）の公表
4月中旬	現成人病センター見学会及び図面閲覧会の開催
4月中旬	入札説明書等に対する個別対話等の受付
5月上旬	個別対話の実施
5月中旬	入札説明書等に対する質問等の受付
7月中旬	個別対話結果の公表
7月下旬	入札説明書等に対する質問等への回答の公表
8月上旬	入札参加予定者への整理番号の交付
9月下旬	入札書類（入札参加表明書、入札参加資格確認申請書及び提案書を含む。）の受付
10月中旬	プレゼンテーションの実施
11月下旬	落札者の決定及び公表
12月上旬	落札者との基本協定の締結
12月下旬	SPCとの事業契約の締結

### 3 入札参加者等の備えるべき要件

入札参加者及び協力企業（以下「入札参加者等」という。）の備えるべき要件等（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

なお、「協力企業」とは、入札参加者以外の者で、事業開始後、SPCから本事業に係る業務を直接受託又は請け負うことを予定している者をいう。

#### (1) 入札参加者等の構成

- ① 入札参加者は、単独の企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業によって構成され

るグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

参加グループは、当該グループを統括する一の企業（以下「代表企業」という。）及び構成員から成り、代表企業が入札手続きを行うものとする。

- ② 参加企業は建築一式工事を行う企業とし、参加グループにあつては建築一式工事を行う企業を一者以上含むものとする。
- ③ 入札参加者は、協力企業の協力を得ることができるものとする。
- ④ 入札参加者は、入札参加者等を構成する企業及び各企業が実施する業務を入札書類（入札参加表明書、入札参加資格確認申請書及び提案書を含む。以下同じ。）を提出時に明らかにするものとする。ただし、利便サービス業務を行う企業が入札書類提出時に未定の場合は、当該業務を担当する企業として代表企業名を記載したうえで、適切な時期に当該業務を担当する企業の変更届を病院機構に提出することにより確定することができるものとする。
- ⑤ 入札参加者等を構成する企業及びかかる企業と相互に資本面又は人事面において関連のある者は、他の入札参加者等を構成する企業になることはできないものとする。ただし、設計業務、工事監理業務及び建設業務のいずれも行わない協力企業及びかかる協力企業と相互に資本面又は人事面において関連のある者で、落札者が設立する SPC への出資を予定しない者については、他の入札参加者の協力企業になることができるものとする。  
なお、「資本面において関連のある者」とは、ある企業が、直接又は間接に他の企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合における、当該企業と他の企業をいい、「人事面において関連のある者」とは、ある企業の代表権を有する役員が他の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合における、当該企業と他の企業をいう（以下 (1) ⑥並びに (2) ⑬において同じ。）。
- ⑥ 入札参加者等のうちの一者が、本事業における各業務を複数兼ねて実施することを妨げないものとする。また、業務範囲を明確にした上で、入札参加者等の中で一の業務を分担することを妨げないものとする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、工事監理業務と建設業務を実施することはできないものとする。
- ⑦ 入札書類の受付日以降、事業契約締結の日まで、入札参加者等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更（以下「入札参加者等の変更等」という。）を認めない。ただし、上記④ただし書きに記載する場合のほか、参加企業又は代表企業の変更以外の入札参加者等の変更等については、当該入札参加者等の変更等が、入札書類の受付時点での入札参加者等としての資格を満たしていたことが確認できる場合は、当該入札参加者等の変更等を認めるものとする。

## (2) 入札参加者等に共通の要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

- ① 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 255 条第 1 項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- ⑥ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑦ 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑧ 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- ⑩ 大阪府立病院機構入札参加停止要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑪ 大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件（ただし、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令については、大阪府の区域以外の区域又は本事業において担当する業種以外の業種に係るものを除く。）に該当しない者であること。
- ⑫ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- ⑬ 本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与している者は以下のとおりである。
  - みずほ総合研究所 株式会社
  - 株式会社 山田総合設計
  - 株式会社 システム環境研究所
  - 西村あさひ法律事務所
- ⑭ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反による勧告若しくは告発等、入札参加者又は協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けていないこと。
- ⑮ 病院機構から損害賠償請求を受けていない者（入札書類の受付日以前に請求を受け、入札書

類の受付日において、損害賠償金を納付していない者を含む。) であること。

### (3) 業務を行う者の資格等要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

#### ① 設計業務を行う者

設計業務を行う者(以下「設計企業」という。)は次のア及びイの要件を満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

なお、複数の設計企業で業務を分担する場合は、それぞれの要件についていずれか一者が要件を満たすこと。

(ア) 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に病床 300 床以上の病院の設計実績を有する者を本業務の管理技術者(技術上の管理及び総括を行う一級建築士)として専任で配置すること。なお、当該病院は、入札書類の受付日において完工又は工事中であるものに限る。

(イ) 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に延べ面積 35,000 m<sup>2</sup>以上かつ 8 階以上の免震構造の建物(病院とは限らない。)の構造設計の実績を有する者を構造設計担当の主任技術者(管理技術者の下、構造設計について技術上の管理を行う構造設計一級建築士。)として配置すること。なお、当該建物は、入札書類の受付日において完工又は工事中であるものに限る。

#### ② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者(以下「工事監理企業」という。)は次のア及びイの要件を満たしていること。

なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、それぞれの工事監理企業が次の要件を満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に病床 300 床以上の病院及び延べ面積 35,000 m<sup>2</sup>以上かつ 8 階以上の免震構造の建物(病院とは限らない。)について工事監理者としての実績を有する者を、本業務の管理技術者(技術上の管理及び総括を行う建築基準法第 5 条の 4 第 4 項に規定する工事監理者)として専任で配置すること。なお、当該建物は、入札書類の受付日において完工又は工事中であるものに限る。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）は次のアからエの要件を満たしていること。

ア 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）を担当する建設企業は次の（ア）から（カ）までの要件を満たしていること。ただし、（ウ）、（エ）及び（オ）については、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあつては、少なくともそのうちの一者が満たしていること。なお、建設企業が代表企業となる場合、当該代表企業は（ア）から（カ）までの要件を全て満たすこと。

（ア）建築一式工事に係る「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。

（イ）建築一式工事について、平成23年3月1日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。

（ウ）（イ）に規定する経営事項審査の結果の総合評価値が、1,200点以上であること。

（エ）平成14年4月1日から入札書類の受付日までの期間に300床以上の病院及び免震構造の建物（病院建物に限らない。）の建築一式工事を完工した実績を有すること。

当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態が共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。

（オ）次に掲げる全ての基準を満たす、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置すること。

a 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者。

b 平成14年4月1日から入札書類の受付日までの期間に完工した300床以上の病院の建築一式工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。

c 建設業法第27条の18の規定による建築一式工事に係る監理技術者資格者証（建設工事業に係るものに限る。）の交付を受けている者で、建築一式工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に3か月以上の雇用関係があること。

（カ）財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、ISO9001:2000の認証を受けていること。なお、規格改定が行われた場合は、改定後の規格の認証を受けていること。

イ アの建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち電気工事（以下「電気工事」という。）を担当させる場合、当該電気工事を担当する建設企業は次の（ア）から（カ）までの要件を満たしていること。ただし、（ウ）、（エ）及び（オ）においては、複数の建設企業が共同で電気工事を行う場合にあつては、少なくともそのうちの一者が満たしていること。

（ア）電気工事に係る「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。

（イ）電気工事について、平成23年3月1日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の

- 23の規定による経営事項審査を受けた者であること。
- (ウ) (イ)に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、1,100点以上であること。
  - (エ)平成14年4月1日から入札書類の受付日までの期間に300床以上の病院の電気工事を完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態が、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。
  - (オ)次に掲げる全ての基準を満たす建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置すること。
    - a 一級電気工事施工管理技士又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者。
    - b 平成14年4月1日から入札書類の受付日までの期間に完工した300床以上の病院の電気工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。
    - c 建設業法第27条の18の規定による電気工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、電気工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に3か月以上の雇用関係があること。
  - (カ)J A B又はJ A Bと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、ISO9001:2000の認証を受けていること。なお、規格改定が行われた場合は、改定後の規格の認証を受けていること。
- ウ アの建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事（以下「管工事」という。）を担当させる場合、当該管工事を担当する建設企業は次の（ア）から（カ）までの要件を満たしていること。ただし、（ウ）、（エ）及び（オ）においては、複数の建設企業が共同で管工事を行う場合にあつては、少なくともそのうちの一者が満たしていること。
- (ア)管工事に係る「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。
  - (イ)管工事について、平成23年3月1日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。
  - (ウ) (イ)に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、1,100点以上であること。
  - (エ)平成14年4月1日から入札書類の受付日までの期間に300床以上の病院の管工事を完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態が、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。
  - (オ)次に掲げる全ての基準を満たす、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。
    - a 一級管工事施工管理技士又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者。
    - b 平成14年4月1日から入札書類の受付日までの期間に完工した300床以上の病院の管



工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。

- c 建設業法第 27 条の 18 の規定による管工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、管工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。
- (カ) J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、I S O 9001 : 2000 の認証を受けていること。なお、規格改定が行われた場合は、改定後の規格の認証を受けていること。
- エ ア、イ及びウに記載する工事を担当する建設企業以外の者が、建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類の内、ア、イ及びウ以外の建設工事を担当する場合、その建設企業は、次の (ア) から (エ) までの要件を満たしていること。
  - (ア) 当該工事に係る「大阪府建設工事競争入札参加資格」又は「大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格」を有していること。
  - (イ) 担当する建設工事の種類について、建設業法第 15 条に規定する特定建設業の許可を受けていること。
  - (ウ) 担当する建設工事の種類について、平成 23 年 6 月 1 日以降を基準日とする、建設業法 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であること。
  - (エ) 次に掲げる全ての基準を満たす、建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置すること。
    - a 当該工事の施工にあたり、関係法令に基づく資格が必要な場合は当該認定を受けた者。
    - b 建設業法第 27 条の 18 の規定による当該工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、当該工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。

#### (4) 入札書類の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者等が、入札書類の受付日以降に入札参加資格要件を満たさなくなった場合、参加企業又は代表企業は、病院機構に対し速やかにその旨を報告するものとし、以後の措置は以下によるものとする。

- ① 入札書類の受付日から落札者決定の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は失格とする。ただし、当該入札参加者等が代表企業以外の構成員又は協力企業（以下「構成員等」という。）で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本①において「変更等」という。）により、変更等の後の入札参加者等が、入札書類の受付時点において入札参加者等としての資格を満たしていたことが確認できるときは、変更等を認め、入札参加者等を失格としないものとする。

- ② 落札者決定の日の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は、事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。この場合、病院機構は一切の責めを負わないものとする。

ただし、当該入札参加者等が構成員等で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本②において「変更等」という。）により、変更等の後の入札参加者等が、入札書類の受付時点において入札参加者等としての資格を満たしていたことが確認できるときは、変更等を認めるものとする。

#### 4 審査及び選定に関する事項

##### (1) 審査に関する基本的な考え方

提案の審査に当たっては、学識経験者等で構成する「大阪府立成人病センター整備事業に係る選定事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。病院機構は、この審査結果に基づき落札者を決定する。

##### (2) 落札者の決定・公表

病院機構は、審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定し、ホームページ等で公表する。

##### (3) 落札者を決定しない場合

入札参加者の募集、審査・決定において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととする。

特定事業の選定を取り消した場合は、ホームページ等で公表する。

#### 5 提出書類の取り扱い

##### (1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、病院機構は、審査結果等の公表、本事業に関する報告等のために、入札参加者から提出された提案書などの書類を無償で使用することができるものとする。

なお、入札参加者から提出された提案書などの書類は入札参加者に返却しない。

##### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、法令その他の規定に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

## 6 契約に関する基本的な考え方

### (1) 基本協定及び事業契約の締結

病院機構は、落札者との間で、事業契約の締結に向けた基本的な事項に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結した後、落札者が設立する6（2）のSPCと、事業契約を締結する。

### (2) SPC の設立

病院機構と基本協定を締結した落札者で、病院機構と事業契約の締結を予定する者は、事業契約締結日までに、本事業を遂行するSPCを設立するものとする。

当該SPCは、本事業を遂行することのみを目的とするものとし、落札者は当該SPCに出資するものとする。落札者は、本事業が終了するまで当該SPCの株式を保有するものとし、担保権等の設定、譲渡その他一切の処分を行ってはならない。ただし、病院機構が書面により事前に承諾した場合は、この限りではない。

落札者が保有する当該SPCの株主総会における議決権は、総株主の議決権の全体の50%を超えるものとし、落札者以外の者が保有する議決権は、SPCの株主総会における議決権保有者中最大の割合とならない。

当該SPCの本店は、大阪府内に置くものとする。

## 7 入札に伴う費用負担

入札参加者に生ずる本入札への参加にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とする。

## 第3 SPCの義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 リスク分担の考え方

#### (1) リスク分担の基本的な考え方

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、病院機構とSPCの間でリスクを分担する。

#### (2) 予測されるリスクと責任分担

病院機構とSPCとのリスクの分担の概要は、「想定されるリスク分担（案）」（別添資料2）に示すとおりとする。詳細については入札説明書等に示す。

#### (3) 保険

病院機構は、SPCが本事業の遂行に当たり必要な保険を付保することを求める。詳細については入札説明書等に示す。

## 2 SPC の義務の履行に関する事項

SPC は、事業契約書に従い誠意をもって義務を履行するものとする。

なお、本事業の履行を確保するため、SPC は事業契約締結に当たり、施設整備費相当額の100分の10以上の金額をもって、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行う。詳細については入札説明書等に示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保の提供
- ・ 病院機構を被保険者とする履行保証保険の締結
- ・ 構成員等による SPC を被保険者とする履行保証契約の締結
- ・ 公共工事履行保証証券による保証の付保

また、維持管理期間中においては、維持管理期間開始日までに、維持管理期間中の各事業年度における対価の100分の10以上の金額をもって、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行う。詳細については入札説明書等に示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保の提供
- ・ 病院機構を被保険者とする履行保証保険の締結
- ・ 構成員等による SPC を被保険者とする履行保証契約の締結

## 3 事業の実施状況のモニタリング

### (1) モニタリングの目的

病院機構は、SPC が本事業の各業務を適正かつ確実に実施していることを確認するため、業務要求水準書に定める業務要求水準の達成状況や SPC の財務状況についてモニタリングを行う。

### (2) モニタリングの方法と実施時期等

本事業の業務に対するモニタリングは、それぞれの業務の各段階で適切な方法により行う。モニタリングの具体的な方法については入札説明書等に示す。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地に関する事項

施設の立地に関する基本的な条件は次のとおりである。位置図は別添資料3のとおり。

#### (1) 敷地の概要

所在地	大阪府中央区大手前3丁目
敷地位置	地下鉄谷町線・京阪線天満橋駅から徒歩約10分 地下鉄谷町線・中央線谷町四丁目駅から徒歩約6分

敷地面積	約 12,800 m <sup>2</sup> (前面道路歩道拡幅及び街区中通りとして整備する歩行者空間部分の面積約 800 m <sup>2</sup> を含む。)
周辺環境	大阪府警察本部、大阪府庁舎本館・新別館に近接 大阪市指定共同駐車場 (予定) に隣接

## (2) 法的条件

区域	市街化区域
用途地域など	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	道路境界から 40m までの部分 800% 道路境界から 40m を超える部分 600%
防火・準防火地域	防火地域
日影規制	なし
主な地区の指定、 条例等	都心部地区 駐車場整備地区
埋蔵文化財	計画地内に約 1,800 m <sup>2</sup> の埋蔵文化財未調査区域を有する

## (3) 道路条件

前面道路	道路名	大手橋線（計画地北側）
	幅員	12.73m（現況）
	その他	『成人病センターの移転を前提とした大手前・森之宮地区の土地利用計画（素案）』に示される歩道拡幅あり

## 2 土地に関する事項

病院機構は、施設整備業務の実施に際し、本事業の用に供する土地を PFI 法第 12 条第 2 項の規定により SPC に無償で使用させる。

## 3 成人病センター施設の規模等に関する事項

成人病センター施設の規模等の概要は次のとおりとし、詳細については入札説明書等に示す。

### (1) 現況

現況図については別添資料 4 に示す。

### (2) 施設規模

新成人病センターの延べ床面積は 64,610 m<sup>2</sup>とする。

### (3) 整備計画

#### ① 整備する部門

	部門名	構成
病院	外来部門	一般外来、化学療法外来、地域医療連携室、がん相談支援センター、オーダーメイド医療相談室、医事事務（入院業務も含む）
	病棟部門	一般病床、その他病床（先進医療、人間ドック、血液化学療法（無菌室）、緩和ケア）
	中央診療部門	アイソトープ診療科、放射線診断科、放射線治療科、臨床検査科（検体検査、輸血検査）、病理細胞診断科、内視鏡室、生理機能検査室（生理検査・エコー検査）、リハビリテーション
	手術部門	中央手術科、ICU、臨床工学室、中央滅菌室
	薬剤部門	薬局
	管理部門	医局、看護部、事務局（総務・人事・経営企画・経理）、人材育成・国際交流室、教育研修センター、医療情報部、医療安全管理部門、会議室、大講堂
	治験管理部門	治験臨床研究管理室、治験外来
	供給・サービス部門	施設管理、栄養管理室、材料管理、利便サービス施設
がん予防情報センター		企画調査課
		疫学予防課
研究所		研究部門
		組織バンク（仮称）

注：研究所においては、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年 文部科学省・環境省令第1号）に規定するP3レベルの実験施設は整備しない。

② 整備する病床

用途		病床数
1床室	特 別 室	2床
	一 般 室	178床
	緩 和 ケ ア	6床
	先 進 医 療 室	1床
	無 菌 室	6床
	観 察 室 ※	18床
	C C U 室	6床
2床室	観 察 室	16床
3床室	H C U 室	3床
4床室	一 般 室	256床
I C U		8床
合 計		500床

※ 観察室（1床室）18床の内、2床はHCU（1床室）として運用する。



## 第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、病院機構と落札者若しくはSPCは基本協定書若しくは事業契約書に定める方法等により誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書の規定に従うものとする。

本事業の契約に関する紛争に係る専属管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、必要な修復その他の適切な措置を講じる。なお、かかる場合における基本的な考え方は以下のとおりである。

#### (1) SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業契約締結後、維持管理期間が開始するまでの間において、事業契約書に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構はSPCに対し改善計画の提出を要求することができる。さらに、SPCの責めに帰すべき事由により事業契約書に違反し、その違反により事業契約書の目的を達することができないと認められる場合等、事業契約書に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構は事業契約を解除することができる。
- ② 維持管理期間において、事業契約書に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構はSPCに対し改善計画の提出を要求することができる。さらに、SPCの責めに帰すべき事由により事業契約書に違反し、その違反により事業契約書の目的を達することができないと認められる場合等、事業契約に定める一定の事由が発生した場合は、病院機構は事業契約を解除することができる。
- ③ ①又は②の規定により、病院機構が事業契約を解除した場合、病院機構は事業契約書の定めに従い、SPCに対して違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (2) 病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 病院機構の責めに帰すべき事由による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、SPCは事業契約を解除することができるものとする。
- ② ①の規定により、SPCが事業契約を解除した場合、病院機構は事業契約書の定めに従い、SPCに生じた損害を賠償するものとする。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

法令変更又は不可抗力その他、病院機構又はSPCのいずれの責めにも帰すことができない事

由により、病院機構が本事業の継続が困難又は不要と判断した場合、病院機構はSPCと協議の上、事業契約を解除することができる。かかる場合において、病院機構はSPCに対し、当該解約時までに行ったサービスの対価について、一定の調整を加えたうえで一括又は分割で支払う。

## 2 金融機関と病院機構との協議

本事業の安定的な継続を図るため、病院機構は、一定の事項についてSPCに本事業に関する資金を供給する金融機関等とあらかじめ協議を行い、直接協定を締結することができる。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

特になし。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

特になし。

また、本事業は、PFI法に基づくSPCが発注する工事等について、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づく「前払金保証制度」及びこれに付随する「金融保証制度」の対象事業であり、入札参加者は当該制度を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、病院機構は当該制度の利用の可否による条件変更は行わない。

なお、当該制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接保証事業会社に問い合わせることとする。

### 3 その他支援に関する事項

病院機構は、SPCが本事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関し必要な協力を行う。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 実施方針、業務要求水準書(案)、基本協定書(案)及び事業契約書(案)に対する質問等の受付

実施方針、業務要求水準書(案)、基本協定書(案)及び事業契約書(案)に対する質問及び意見を次のとおり受け付ける。また、病院機構は、提出された質問及び意見について必要に応じその提出者にヒアリングを行うことがある。

#### ① 提出方法

電子メールにより提出すること。

② 受付期間

平成 23 年 11 月 25 日（金）より平成 23 年 12 月 15 日（木）の午後 5 時まで

③ 実施方針、業務要求水準書（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案）に対する質問等の作成方法

実施方針、業務要求水準書（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案）に対する質問及び意見は、この実施方針に添付する様式 1「質問書」及び様式 2「意見書」を利用して作成すること。

なお、作成は、Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）による。

④ 提出先

この実施方針に添付する様式 1～2（エクセルファイル）に示す電子メールアドレスまで送信すること。

## 2 業務要求水準書（案）の付属資料・参考資料の配布

業務要求水準書（案）の一部の付属資料（付属資料 3 現況測量図、付属資料 4 敷地境界図）、一部の参考資料（参考資料 2 - 2 既存地質調査報告書）は CD-R にて配布をする。配布の申込みは次のとおり受け付ける。

① 申込方法

電子メールで下記の③配布申込書を提出することにより申込みすること。

② 申込期間

平成 23 年 11 月 25 日（金）より平成 23 年 11 月 29 日（火）午後 5 時まで

③ 配布申込書の作成方法

業務要求水準書（案）の付属資料・参考資料の配布申込は、この実施方針に添付する様式 3「参考資料配布申込書」を利用して作成すること。

なお、作成は、Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）による。

④ 配布申込書の提出先

この実施方針に添付する様式 3（エクセルファイル）に示す電子メールアドレスまで送信すること。

⑤ 配布方法

平成 23 年 12 月 1 日（木）～平成 23 年 12 月 8 日（木）（ただし、土曜、日曜を除く）の午前 9 時～午後 5 時まで（配布申込書に記入した受領予定日とする）

配布する資料は電子データとし、CD-R メディアで交付する。

希望者は事前に申し込みの上(上記①～④参照)、送信した配布申込書の写しと未使用の CD-R メディア(容量 650MB 以上のもの)を持参すること。配布資料が記録された CD-R メディアと交換して交付する。(交付は一企業あたり一部とする)

⑥ 配布場所と配布する資料に関する問合せ先

大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター

本館 4 階 事務局経営企画グループ

住所 大阪市東成区中道 1-3-3 電話 06 (6972) 1181 (代表)

3 実施方針、業務要求水準書(案)、基本協定書(案)及び事業契約書(案)に対する質問への回答・公表

質問への回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると病院機構が認めるもの及び本事業に直接関連がない等の理由により回答を要しないと病院機構が認めるものを除き、平成24年3月上旬、ホームページへの掲載により公表を予定している。

なお、訪問、電話などにより回答を求められても個別・直接に回答は行わない。

4 実施方針の変更

病院機構は、提出のあった質問等を踏まえ、PFI 法第 6 条に基づく「特定事業の選定」までに実施方針の内容について見直し、変更を行うことがある。実施方針を変更した場合は、ホームページへの掲載により速やかに公表する。

5 現成人病センター見学会及び図面閲覧会の開催

入札公告後、希望者を対象に現成人病センターの見学会及び図面閲覧会を開催することを予定している。詳細は入札説明書等に示す。なお、入札公告前の見学会は予定していない。

6 入札説明書等に対する個別対話等の受付

入札公告後、入札説明書等に記載の内容について質問・意見等を受け付け、質問に対する回答を行うものとする。また、個別対話を実施することを予定している。

具体的な日程は、入札説明書にて提示する。

7 情報提供

本事業に関する情報の提供はホームページ等への掲載により適宜行う。

8 使用する言語、単位、通貨及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

## 9 担当部署

大阪府立病院機構 本部事務局

施設整備グループ

住所 大阪市住吉区万代東3丁目1番56号 電話 06(6692)8472

〔別紙1〕

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抜粋）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（借入金等）

第四十一条

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（財源措置の特例）

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
  - 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

(費用の負担)

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

〔別紙2〕

遵守すべき関係法令等

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法：平成11年法律第117号）
- ・医療法（昭和23年法律第205号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・薬事法（昭和35年法律第145号）
- ・老人保健法（昭和57年法律第80号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（昭和17年法律第18号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成12年法律第104号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法：平成18年法律第91号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・航空法（昭和27年法律第231号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）



- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壌汚染防止法（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
- ・大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）
- ・大阪府建築基準法施行条例（平成 12 年大阪府条例第 62 号）
- ・大阪府都市景観条例（平成 10 年大阪府条例第 50 号）
- ・大阪府建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 39 年大阪府条例第 93 号）
- ・大阪府自転車駐車場の附置等に関する条例（平成 22 年大阪府条例第 4 号）
- ・大阪府火災予防条例(昭和 37 年条例第 14 号)
- ・その他、本事業に係る法令等（施行令、条例、規則等を含む。）

〔別紙3〕

## 大阪府立病院機構入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「機構発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（平成18年規程第30号）第3条、第4条第2項及び第3項並びに第16条に規定する入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 有資格業者 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者の社員のうち、有資格業者以外の全ての社員をいう。
- (6) 入札参加停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。
- (8) 契約責任者 地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程（平成18年規程第25号）第46条第2項に規定する契約責任者をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 理事長は、入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、大阪府立病院機構入札参加停止審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

- 2 機構が有資格業者又は使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、理事長は、捜査機関が当該告発に基づいて有資格業者又は使用人を逮捕し、書類送検し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に

ついて入札参加停止を行うものとする。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ当該各号に定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の1/2の期間を超えないものとする。

- 3 理事長が入札参加停止を行った場合は、速やかに、大阪府知事に対し、情報提供を行うものとする。

（下請負人等及び経常建設共同企業体に関する入札参加停止）

第4条 理事長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は機構が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定により入札参加資格者である経常建設共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、審査会の議を経て、当該経常建設共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 理事長は、前条又は第1項の規定により入札参加停止を行った入札参加資格者を構成員に含む経常建設共同企業体について、当該入札参加資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

（大阪府の入札参加停止措置等の適用）

第5条 入札参加資格者が、大阪府から入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けた場合は、当該措置を機構にも適用するものとする。この場合、理事長が審査会の議を経て行う入札参加停止措置手続を原則として省略できるものとし、その措置内容を審査会各委員に周知するものとする。

（入札参加の停止等）

第6条 契約責任者は、一般競争入札を実施しようとするときは、第3条及び第4条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

- 2 契約責任者は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 3 前項の場合においては、契約責任者は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第7条 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3

年を超えないものとする。

- 2 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。
- 3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。この場合において、1月末満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。
  - (1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各号の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第13条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1.25倍の期間
  - (2) 別表第七号から第九号までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表第七号から第九号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1.5倍の期間
- 4 理事長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の1/2（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2）まで短縮することがある。
- 5 理事長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第3項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）まで延長することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 6 理事長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 7 第3条第2項の規定による入札参加停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕、書類送検又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により入札参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に定める期間を超えないものとする。
- 9 理事長は、別表第八号に該当する入札参加資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第八号に定める期間（同号ただし書きが適用されるときは、当該期間）の1/2の期間に短縮することがある。この場合において、1月末満の端数があるときは、端数を切り捨てるものと

する。ただし、課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第10項から第12項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
  - (2) 独占禁止法第7条の2第6項に基づき課徴金算定率が軽減され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
  - (3) 平成18年1月4日施行された独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に対し審判を請求しないことを、大阪府に対して誓約したとき。ただし、同法に違反する行為が平成18年1月3日以前に行われていたときに限る。
- 10 理事長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴(別表第八号に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。)の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を1/2の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に1月の入札参加停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

#### (入札参加停止の解除)

第8条 理事長は、嫌疑がないとして不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

#### (入札参加停止の継承)

第9条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

#### (入札参加停止の通知)

第10条 理事長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、第7条第6項から第10項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第8条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、第5条の規定による場合は、この限りではない。

#### (随意契約の相手方の制限)

第11条 契約責任者は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他契約担当者が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

#### (下請け等の禁止)

第 12 条 契約責任者は、機構の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事に係る機構の契約に関して、下請負し、又は再委託を受けることは、この限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第 13 条 理事長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

（情報の公表）

第 14 条 理事長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表することとし、その取り扱いについては、別に定める。

（審査会の設置及び運営）

第 15 条 審査会の設置及び運営については、別に定める。

（苦情処理手続等）

第 16 条 機構が行った入札参加停止、警告及び注意の喚起に対する苦情の申出については、第 10 条の規定による通知で告知するものとし、その手続については、別に定める。

（大阪府の暴力団等排除措置への協力）

第 17 条 機構発注工事等の調達契約から暴力団等の介入を排除するため、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 5 条に基づき大阪府に協力するとともに、その手続に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 25 日から施行する。

## 別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 機構発注工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 建設業法第 24 条の7第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>二 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、機構発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得に違反し、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合(落札したにもかかわらず、建設業法第 27 条の 23 第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>6月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>三 入札参加資格者が、機構発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされた場合</p> <p>(4) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合</p> <p>(5) 過失により機構発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>1年</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>3月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>四 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年～2年</p>

<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>五 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等について、機構の監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)第13条に規定する点検の実施(施工体制台帳が提出されない場合を含む。)又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年～2年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>六 入札参加資格者が機構発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(3)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(3) 機構発注工事等以外の契約の履行に当たり多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月～6月 4月～1年</p> <p>1月～3月 2月～6月 2月～6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>七 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等に関し、偽計入札(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項)又は談合(同条第2項)の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき等。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>八 入札参加資格者又は有資格業者若しくは使用人が、機構発注工事等に関し、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは告発を受け、又は逮捕され、若しくは書類送検されたとき。ただし、独占禁止法に違反するすべての行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合は、それぞれ1/2を乗じた期間とする。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>九 有資格業者又は使用人が機構職員に対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>十 有資格業者又は使用人が、その業務に関し、機構職員に対する暴力行為により逮捕され、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>



<p>(建設業法違反)</p> <p>十一 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の(1)～(5)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合((2)の場合を除く。)</p> <p>(2) 建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴された場合</p> <p>(3) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次の①又は②の処分を受けた場合</p> <p>① 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>② 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分</p> <p>(4) 建設業法に違反し、次の①又は②の処分を受けた場合((3)の場合を除く。)又は適正化法第13条に違反し①の処分を受けた場合</p> <p>① 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>② 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p> <p>(5) 建設業法第29条に基づき、次の①又は②の許可取消処分を受けた場合</p> <p>① 第1項第1号又は第3号に基づく取消処分</p> <p>② 第1項第2号、第5号又は第6号に基づく取消処分</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1年</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>十二 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又は有資格業者が、次の(1)～(6)のいずれかに該当し、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合 ((6)の場合を除く。)</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(4) 機構発注工事等の契約の履行に当たり、国の「建設産業における生産システム合理化指針」に基づく指導に従わなかった場合</p> <p>(5) 機構が求める暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなかった場合</p> <p>(6) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成21年大阪府条例第84号)第23条に基づき、氏名等を公表された場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月～3月</p> <p>1月～1年</p> <p>1月～3月</p> <p>1月～3月</p> <p>3月</p> <p>2年以内で審議会の議により決定</p>

<p>(経営不振)</p> <p>十三 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>十四 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で審査会の議により決定する期間</p>

## 業務分担（案）

業務内容		担当主体	
		病院機構	SPC
施設整備業務	調査・対策業務	○	○
	設計業務		○
	工事監理業務		○
	建設業務		○
	備品等調達業務（病院機構が調達する一般備品を除く）		○
	病院機構が調達する一般備品	○	
	大型医療機器調達業務	○	
	医療情報システム開発・整備業務	○	
	移転引越業務		○
維持管理業務	建築物点検・保守、修繕・更新業務		○
	建築設備点検・保守、運転・監視、修繕・更新業務		○
	医療ガス設備点検・保守、運転・監視、修繕・更新業務		○
	外構点検・保守、修繕・更新業務		○
	警備業務		○
	清掃業務	○	
	環境衛生管理業務		○
	植栽管理業務		○
利便サービス業務及びその他業務	検体検査業務	○	
	給食業務	○	
	医療機器等の滅菌消毒業務	○	
	リネンサプライ業務	○	
	医療情報システム保守管理業務	○	
	医療機器保守管理業務	○	
	物品・物流管理（SPD）業務	○	
	医療事務業務	○	
	医療情報システム運営業務	○	
	看護（補助）業務	○	
	電話交換業務	○	
	図書室運営業務	○	
	利便サービス業務		○
	託児業務	○	

リスク分担（案）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			病院 機構	SPC	
選定段階	契約リスク	病院機構の要因により選定事業者と契約が結べない、または契約 手続に時間を要する場合	○		
		事業者の要因により病院機構と契約が結べない、または契約手続 に時間を要する場合		○	
		上記以外のもの	○	○	
全段階共通	提供した情報に係るリスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	○		
	資金調達リスク	病院機構の資金調達に関するもの	○		
		事業者の資金調達に関するもの		○	
	制度関連 リスク	政策変更リスク	政策変更により事業が変更、中断ないし中止される場合	○	
		法制度リスク	法制度の変更、新設 (本事業に直接関連するもの)	○	
			法制度の変更、新設 (上記以外のもの)		○
	許認可リスク	病院機構が取得すべき許認可の遅延や取得できない場合	○		
		事業者が取得すべき許認可の遅延や取得できない場合		○	
	税制度リスク	事業者の運営や利益に係る税の変更・新設		○	
		上記以外の税の変更・新設	○		
	社会 リスク	住民等対応リスク	事業そのものに対する反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	○	
			事業者が行う提案内容に起因する反対運動・訴訟・苦情・要望に 関するもの		○
周辺影響対策リス ク		事業者の要因による騒音、振動、有害物質の排出・漏洩等の周辺 への影響対策		○	
	上記以外の要因による騒音、振動、有害物質の排出・漏洩等の周 辺への影響対策	○			
第三者賠償リスク	事業者の要因により、業務の実施に起因して第三者に損害を及ぼ した場合（施設の劣化及び維持管理の不備による事故に起因する ものも含む）		○		
	上記以外の要因により、業務の実施に起因して第三者に損害を及 ぼした場合	○			
債務不履行リスク	病院機構の債務不履行に起因する事業の中断・中止	○			
	事業者の債務不履行に起因する事業の中断・中止		○		
不可抗力リスク	施設引渡し前における自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力 のうち、保険で対応できる範囲のもの		○		
		施設引渡し前における自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力 のうち、保険で対応できる範囲外のもの	○	△	
	施設引渡し後の自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力による 施設への影響		○	△	
		自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力による維持管理・利便 サービス業務への影響のうち、保険で対応できる範囲外のもの	○	△	
設計・建設・移転段階	測量・調査リスク	病院機構が実施した測量・調査に関するもの	○		
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
	埋蔵文化財リスク	事業者の要因による遅延や調査費用の増大		○	
		上記以外のもの	○		
	設計リスク	事業者の要因による設計協議の長期化や設計変更に伴う遅延、工 事費増大		○	
		上記以外の要因による設計協議の長期化や設計変更に伴う遅延、 工事費増大	○		
用地リスク	事業用地の瑕疵（土壌汚染を含む）に関するもの	○			
	事業用地以外に、資材置場等の用地が別途必要な場合の当該用地 の瑕疵(当該用地を確保できないことを含む)に関するもの		○		

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			病院 機構	SPC	
設計・建設・移転段階	建設 リスク	工事遅延・工事費増 大リスク	事業者の要因による工事遅延、工事費増大		○
			上記以外の要因による工事遅延、工事費増大	○	
	工事監理リスク	工事監理の不備に関するもの		○	
	工期・工程の変更 リスク	事業者の要因による工期・工程の変更		○	
		上記以外の要因による工期・工程の変更	○		
	性能未達リスク	施設の要求性能不適合に関するもの		○	
	施設損傷リスク	事業者が適切な管理を実施しているにも関わらず、施設引渡し前に患者の行為等で発生した施設損傷のうち、保険でカバーできる範囲内のもの		○	
		事業者が適切な管理を実施しているにも関わらず、施設引渡し前に患者の行為等で発生した施設損傷のうち、保険でカバーできる範囲外のもの。	○		
		上記以外の施設損傷に関するもの		○	
	施設瑕疵リスク	施設の瑕疵担保期間(施設の引渡しから5年)における瑕疵		○	
施設の瑕疵担保期間経過後で、かつ、施設の引渡しから10年以内に判明した事業者の故意または重過失による瑕疵、並びに構造耐力上主要な部分及び雨水浸入を防止する部分における瑕疵			○		
上記以外の要因によるもの		○			
物価変動リスク	インフレ・デフレ	○	○		
移転遅延リスク	事業者の要因によるもの		○		
	上記以外の要因によるもの	○			
維持管理段階	支払遅延・不能リスク	病院機構の支払い遅延・不能に関するもの	○		
	維持管 理・利便 サービ ス リスク	計画変更・要求水準 変更リスク	事業者の要因によるもの		○
			上記以外の要因によるもの	○	
	性能未達リスク	維持管理・利便サービス業務に係る要求水準不適合に関するもの		○	
		施設損傷リスク	事業者の要因による施設の損傷		○
			上記以外の要因により、要求水準に示した内容では防止が困難な施設の損傷のうち、保険で対応できる範囲外のもの	○	
		上記以外のもの		○	
	維持管理費用増嵩 リスク	事業者の要因によるもの		○	
		上記以外の要因によるもの	○		
	利便サービス 費用リスク	患者数等の変動に伴う費用の増減に関するもの		○	
利便施設リスク	売店等、営利施設の運営に関するもの		○		
物価変動リスク	インフレ・デフレ	○	○		
金利変動リスク	金利の変動		○		

○：主分担、△従分担